

○東日本大震災に伴う山田町災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例

平成24年10月5日条例第7号

改正

平成24年12月14日条例第16号

東日本大震災に伴う山田町災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。）に伴う建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定による災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）の指定及び同条第2項の規定による住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

第2条 町長は、津波による危険の特に著しい区域を災害危険区域に指定する。

2 町長は、災害危険区域を指定するときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる種別に区分する。

区分	種別
想定される津波の浸水による深さが2メートル以上の区域	第1種
想定される津波の浸水による深さが1メートル以上2メートル未満の区域	第2種
想定される津波の浸水による深さが1メートル未満の区域	第3種

3 町長は、第1項の規定により災害危険区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 災害危険区域の指定は、前項の告示によりその効力を生ずる。

5 前2項の規定は、災害危険区域の指定を変更する場合について準用する。

(建築の制限)

第3条 前条の規定により指定された災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。

(制限の例外)

第4条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 災害危険区域の指定の際に現に建築されている建築物を修繕する場合

(2) 第2条第2項の規定により第2種及び第3種に区分された災害危険区域内において、居住のための居室の床面が、建築物の敷地が接する法第42条に定める道路の最も低い位置（以下「基準面」という。）から、第2種においては2メートル以上、第3種においては1メートル以上となる建築物を建築する場合

2 前項第2号に該当する建築物は、基準面から第2種においては2メートル、第3種においては1メートルの高さ以下の部分における基礎及び主要構造部の構造を、町長が別に定める構造方法としなければならない。

（建築物が災害危険区域の内外にわたる場合の措置）

第5条 建築物が災害危険区域の内外にわたる場合は、その全てについて第2条の規定を適用する。

（調査）

第6条 町長は、災害危険区域内において建築される建築物について、必要があると認められた場合は、当該建築物又は建築物の敷地に立ち入り、調査することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。